

年金記録確認茨城地方第三者委員会第二部会（第101回）議事要旨

1. 日 時 平成23年7月12日（火）午前9時30分から11時30分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）松崎部会長、齋藤部会長代理、大谷委員、飛田委員

（事務室）白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

（1）申立事案の審議

（2）あっせん案等の審議

（3）その他

5. 会議経過

（1）茨城事務センターから転送された事案16件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件及び厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について、決定するとともに、国民年金事案2件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

（3）部会として、厚生年金事案2件について脱退手当金の支給記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（4）次回は、7月26日（火）午前9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第四部会（第81回）議事要旨

1. 日 時 平成23年7月12日（火）午後1時30分から2時40分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）木名瀬部会長、井原部会長代理、荒木委員、大貫委員
（事務室）白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

- (1) 申立事案の審議
- (2) あっせん案等の審議
- (3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城事務センターから転送された事案23件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件及び厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案10件(全て一括申立て)について、決定するとともに、国民年金事案1件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

(3) 部会として、厚生年金事案1件について脱退手当金の支給記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、平成23年7月26日（火）午後1時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第三部会（第90回）議事要旨

1. 日 時 平成23年7月15日（金）午前10時から11時45分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務局 委員会室

3. 出席者

（部会）會澤部会長、小倉部会長代理、北村委員、草柳委員

（事務局）白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城事務センターから転送された事案14件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について、決定するとともに、国民年金事案4件及び厚生年金事案2件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、7月29日（金）午前9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第一部会（第109回）議事要旨

1. 日 時 平成23年7月15日（金）午後2時から3時15分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）杉下部会長、小野部会長代理、大貫委員、神長委員

（事務室）白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

（1）申立事案の審議

（2）あっせん案等の審議

（3）その他

5. 会議経過

（1）茨城事務センターから転送された事案25件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件及び厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件について、決定するとともに、国民年金事案7件及び厚生年金事案1件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

（3）部会として、厚生年金事案4件について脱退手当金の支給記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（4）次回は、平成23年7月28日（木）午後2時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第二部会（第102回）議事要旨

1. 日 時 平成23年7月26日（火）午前9時25分から11時40分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務局 委員会室

3. 出席者

（部会）松崎部会長、齋藤部会長代理、大谷委員、飛田委員

（事務局）白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

（1）申立事案の審議

（2）あっせん案等の審議

（3）その他

5. 会議経過

（1）茨城事務センターから転送された事案15件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

（2）部会として、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について、決定するとともに、国民年金事案4件及び厚生年金事案1件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

（3）部会として、厚生年金事案2件について脱退手当金の支給記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（4）次回は、8月23日（火）午前9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第四部会（第82回）議事要旨

1. 日 時 平成23年7月26日（火）午後1時25分から2時35分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）木名瀬部会長、井原部会長代理、荒木委員、大貫委員
（事務室）白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

- (1) 申立事案の審議
- (2) あっせん案等の審議
- (3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城事務センターから転送された事案35件（うち、一括申立て22件）について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件について、決定するとともに、国民年金事案4件及び厚生年金事案1件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、平成23年8月30日（火）午後1時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第一部会（第110回）議事要旨

1. 日 時 平成23年7月28日（木）午後1時55分から3時10分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）杉下部会長、小野部会長代理、大貫委員、神長委員

（事務室）白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

（1）申立事案の審議

（2）あっせん案等の審議

（3）その他

5. 会議経過

（1）茨城事務センターから転送された事案11件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について、決定するとともに、国民年金事案2件及び厚生年金事案1件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

（3）部会として、厚生年金事案1件について脱退手当金の支給記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

（4）次回は、平成23年8月26日（金）午後3時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第三部会（第91回）議事要旨

1. 日 時 平成23年7月29日（金）午前9時25分から11時

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務局 委員会室

3. 出席者

（部会）會澤部会長、小倉部会長代理、北村委員、草柳委員

（事務局）白金室長、柳田室次長ほか

4. 議 題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城事務センターから転送された事案45件（うち、一括申立て31件）について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について、決定するとともに、国民年金事案3件及び厚生年金事案4件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、8月26日（金）午前9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕